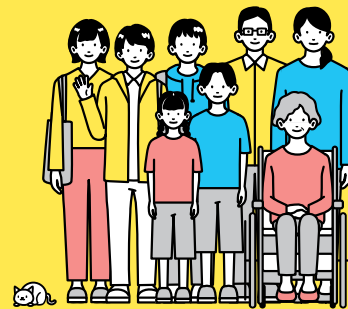


NHKから 放送受信契約のご案内

会社、官公庁、ホテル、旅館、店舗、寮などのテレビも放送受信契約をお願いいたします



放送受信契約について

放送受信契約とは？

NHKの放送を受信できるテレビ等の受信機(チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含みます)を設置された方に、結んでいただくものです。この放送受信契約に基づき、放送受信料をお支払いいただきます。

ケーブルテレビを通してNHKの放送を受信できる場合も、放送受信契約が必要です。

テレビ等の受信機を設置した月の翌月から解約のお届けのあった月の前月まで、放送受信料をお支払いいただきます。

※詳しくは日本放送協会放送受信規約をご確認ください。

NHKの放送を受信できる設備

テレビ



TVチューナー付き
パソコン



ワンセグ



TVチューナー付き
カーナビ



※ラジオだけ設置されている場合、放送受信契約は必要ありません

放送受信契約の義務

放送受信契約は、してもしなくてもいいものではありません。放送法という法律で定められた義務です。

【放送法第64条(受信契約及び受信料)】
協会の放送を受信することのできる受信設備(中略)を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約(中略)の条項(中略)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。(以下略)

放送受信契約の種類

地上放送のみを受信できる場合は「地上契約」、衛星放送を受信できる場合は「衛星契約」を結んでいただきます。

このほか、自然の地形による難視聴地域または電車などにおいて衛星放送のみを受信できる場合の「特別契約」があります。

「地上契約」を結ばれている方が、衛星放送を受信できるようになった場合、「衛星契約」への変更の手続きをしていただきます。

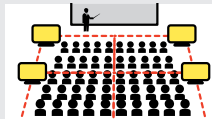
放送受信契約の単位

会社・官公庁・ホテル・旅館・店舗・寮などに設置されたテレビ等の受信機は、設置場所(部屋・自動車)ごとに放送受信契約が必要となります。広大な区画(講堂、ホール、大きな事務室等)に複数のテレビ等の受信機を設置されている場合は、部屋に準ずるものとして、一定の区域ごとに放送受信契約が必要となります。

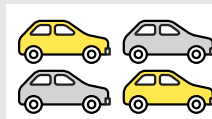
事業所における契約単位



社長室、事務室など、部屋ごとに契約が必要です。ホテルや旅館等の場合も、部屋ごとに契約が必要です。



通常の部屋より大きいホールなどに複数の受信機を設置している場合は、部屋に準ずる一定の区域ごとに契約が必要です。



社用車も自動車ごとに契約が必要です。

放送受信料額

契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	1,815円	3,630円	10,416円	20,267円
地上契約	965円	1,930円	5,539円	10,778円
特別契約	860円	1,720円	4,934円	9,599円



※料額には消費税を含みます。 ※衛星契約と地上契約の両方の契約がある場合、基本となる1契約目の受信契約は衛星契約となります。

各種割引制度

事業所を対象とした割引制度には、**事業所割引**と**多数一括割引**があります。これらは、併用が可能です。

「事業所割引」について

事業所割引とは？

事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料をお支払いいただく場合、2契約目以降の放送受信料が半額となる割引制度です。



適用要件

下記の要件にすべて該当する場合に事業所割引が適用されます。

事業所に設置された受信機が対象

住居以外の場所に設置している受信機について2件以上の契約をしていること

敷地単位で全数契約が必要

同一敷地内に設置した受信機すべてについて、契約種別に応じた必要な契約を締結していること

支払方法・期間が同一

お支払いいただく放送受信料が、支払期間がすべて同じで、一括して支払われること

事業所割引適用後の放送受信料額

2契約目以降の放送受信料が半額となります。

1契約目に対する割引はありません。

(沖縄県)

	契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
1契約目	衛星契約	1,815円	3,630円	10,416円	20,267円
	地上契約	965円	1,930円	5,539円	10,778円
	特別契約	860円	1,720円	4,934円	9,599円
2契約目	衛星契約	907円	1,815円	5,208円	10,133円
	地上契約	482円	965円	2,769円	5,389円
	特別契約	430円	860円	2,467円	4,799円

※料額には消費税を含みます。 ※衛星契約と地上契約の両方の契約がある場合、基本となる1契約目の受信契約は衛星契約となります。

「多数一括割引」について

多数一括割引とは？

衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上で、1つの契約者でとりまとめてお支払いいただく場合、1件あたり、衛星契約等の件数に応じて月額300円(特別契約の場合は90円)が割引となる制度です。



適用要件

下記の要件にすべて該当する場合に多数一括割引が適用されます。

衛星契約等の合計が10件以上

1つの放送受信契約者が合計10件以上の衛星契約または特別契約を締結していること

支払方法・期間が同一

支払期間を同じくして口座振替もしくは継続振込またはNHKの指定する方法で一括して放送受信料が支払われること(クレジットカード等継続払を除く)

「団体一括割引」の適用なし

団体一括割引が適用されていないこと

多数一括割引額

衛星契約等が10件以上の場合、次の料額が割引となります。

月額・1件あたり	衛星契約 300円	特別契約 90円
----------	------------------	-----------------

衛星契約等が10件未満の場合の取り扱い

衛星契約と特別契約の合計が次を満たす場合は、衛星契約等の件数を10件として算定し多数一括割引を適用した受信料額をお支払いいただけます。(割引の適用なく実契約件数分をお支払いの場合と比べて、お安くなります)

- **事業所割引** との併用がない場合 — 衛星契約9件・特別契約9件
- **事業所割引** との併用がある場合 — 衛星契約7件、8件または9件・特別契約8件または9件